

きりゅう暮らし応援事業（空き家除却助成）

空き家を除却(解体)して跡地に住宅を新築する場合、除却費用の一部を補助します

最大50万円

空き家の除却（解体）を促し、空き家跡地の再利用と地域の活性化を図るため、市外から市内に転入してくる移住者が空き家の除却後に住宅を新築する場合に空き家の除却費用の一部を補助します。

移住者限定



受付開始4月21日～

申請の流れや必要書類等は裏面をご覧ください。

募集件数は、10件程度を予定しています（先着順ではなく申込数が予算の範囲を超えた場合に抽選としますので、5月9日までに申込書等を提出してください。）。

なお、申請には条件がありますので、下記お問い合わせ先まで事前にご相談ください。

◎補助の対象となる方

- ・ 空き家等の所有者またはその相続人で除却跡地に住宅を建築し移住してくる方

※ただし、市税等の滞納がある方、暴力団関係者の方及び他の権利者からの同意を得られない方、従前から空き家を所有していた方は対象となりません。

※申請者は個人に限ります。

お問い合わせ先

桐生市役所空き家対策室空き家対策係
（市役所2階）

〒376-8501 桐生市織姫町 1-1

TEL(代表) 0277-46-1111

（内線 1754、1755）

ダイヤル外 0277-48-9035

FAX 0277-46-2307

Eメール akiya@city.kiryu.lg.jp

◎補助の対象となる空き家等（次のいずれの条件も満たす建物）

- ・ 桐生市内にある居室のある建物（車庫、物置だけの除却は対象外です）
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建物
- ・ 1年以上居住その他の使用がないもの（水道情報等で確認します）
- ・ 所有権以外の権利がないもの（抵当などがないもの）
- ・ 公共事業の補償の対象となっていないもの



◎補助の対象となる工事

- ・ 対象空き家等の全部を除却する工事であること（同一敷地内の工作物等も全て除却すること）
- ・ 桐生市内に事業所を有する事業者に請け負わせる対象工事費 20 万円以上の除却工事であること
- ・ 除却工事を行うために必要な資格等を有する業者が行う工事であること
- ・ 補助金の交付決定した日から 60 日以内に工事に着手し、工事完了後 30 日以内及び 2025 年 12 月末までに完了報告ができること

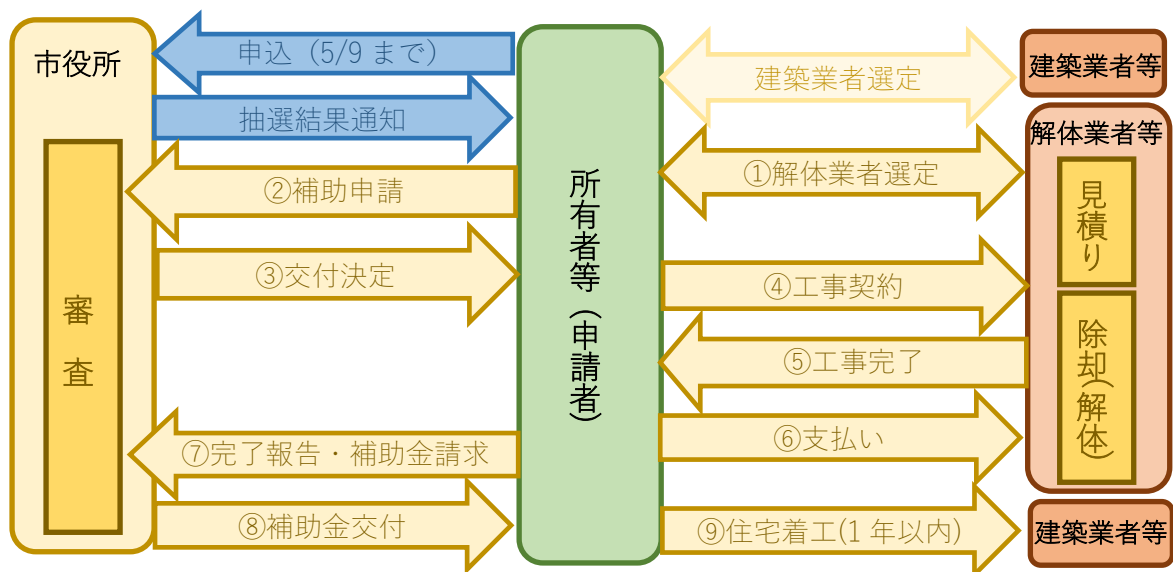
◎補助金の交付額

- ・ 補助対象工事に要する経費の2分の1、上限50万円（移住者本人からの補助申請で空き家を除却し、事業完了後1年以内に着工、新築した住宅に10年以上居住する場合に限る。）

◎申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書 ・ 空き家の位置図、写真 ・ 除却工事の見積書の写し ・ 建物の全部事項証明書
- ・ 世帯全員の住民票 ・ 市税等の完納証明書 ・ 施工業者の許可証の写し ・ 跡地利用計画書

◎申請の流れ



◎注意事項

- ・ 補助金申請を希望する方は 4 月 21 日から 5 月 9 日の間に申込書等を提出してください。
- ・ 抽選を行った場合、抽選結果通知後 30 日以内に申請書等を提出してください（提出がない場合は次順の方に権利が移行します）。
- ・ 本補助金の交付決定を受ける前に工事を着手された場合には補助金の対象とはなりません。
- ・ 空き家内の家財道具や家電等の処分費や敷地内の樹木等の伐採費は補助対象とはなりません。
- ・ 本補助金の移住者とは、次のいずれかを満たす方。①本市への転入予定があり、申請日前の 2 年間本市内に住民票がない方②申請日前 1 年以内に本市に転入し、転入前の 2 年間本市内に住民票がない方。
- ・ 交付申請時には、建築予定の住宅の契約書の写しが必要となります。
- ・ 要綱に違反した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還を命ずる場合があります。
- ・ 過去に本補助金の交付を受けた方は補助対象とはなりません。

令和7年度きりゅう暮らし応援事業（空き家除却助成）補助金申請時 提出書類確認表

必要書類	空き家所有者	空き家所有者 相続人	空き家所有者の承諾を得た者	事前調査の結果、不良住宅に該当しない場合	申請様式、 入手場所
① 補助金交付申請書	○	○	○	○	様式第3号
② 補助対象空き家等の位置図	○	○	○	—	—
③ 空き家等の解体前の外観写真	○	○	○	—	—
④ 施工業者からの工事見積書の写し（桐生市内の業者の社印、工事内訳明細のついたもの）	○	○	○	○	施工業者
⑤ 補助対象空き家等の全部事項証明書（未登記の場合は固定資産税評価証明書）	○	○	○	—	法務局 税務課
⑥ 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（申請者との関係が分かるもの、改製原戸籍謄本）	—	○	△	△	市民課
⑦ 空き家等の所有者等、他の共有者又は相続人全員の除却についての同意書	△	△	○	△	様式第4号
⑧ 上水道使用証明書等（市の実態調査等で空き家年数を把握していない場合のみ、電気・ガスも可）	△	△	△	△	水道局等
⑨ 世帯全員の住民票（原本）	○	○	○	○	市民課
⑩ 世帯全員の市税等の完納証明（市税等の未納のないことを証する書類【居住自治体、桐生市】。中学校卒業した者全員分で学生は在学証明書等のコピーで可）	○	○	○	○	納税課等
⑪ 紛争等に関する誓約書（他の権利者の同意書がない場合等）	△	○	○	△	様式第5号
⑫ 空き家等に至った経緯報告書（上水道証明書等で空き家期間が判断できない場合）	△	△	△	△	様式第6号
⑬ 代行届（申請手続きを代理人が行う場合）	△	△	△	△	様式第8号
⑭ 補助対象工事を行う施工業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し	○	○	○	○	施工業者
⑮ 土地利用計画書、住宅建築の契約書のコピー	○	○	○	○	様式第7号
⑯ 事前調査判定書または指導書等	—	—	—	○	市発行

○：提出必要

△：必要に応じて、提出

—：提出不要

※その他、必要になる書類もあります。

きりゅう暮らし応援事業（空き家除却助成）補助金申請フロー図

：申請者実施

：施工業者実施

：市役所実施

